

---

プロジェクト	のれん及び減損
項目	FASB コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」へのコメントの検討

---

## 本資料の目的

1. 米国財務会計基準審議会（FASB）は、2019 年 7 月 9 日にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「本コメント募集」という。）を公表した。コメントの提出期限は 2019 年 10 月 7 日である。本資料は、第 413 回企業会計基準委員会でご紹介した本コメント募集の概要の資料に追記する形で、本コメント募集へのコメントの骨子を検討することを目的としている<sup>12</sup>。

## 本コメント募集の構成

2. 本コメント募集は次から構成されている。
  - (1) 目的及び背景
  - (2) 検討項目
    - ① 第 1 節：のれんの事後の会計処理を変更すべきか
    - ② 第 2 節：企業結合における無形資産の認識を修正すべきか
    - ③ 第 3 節：のれん及び無形資産に関する開示を追加又は変更すべきか
    - ④ 第 4 節：比較可能性及び範囲
  - (3) その他の検討項目
    - ① 本コメント募集で検討していない項目及びその理由
    - ② その他の会計基準設定主体（国際会計基準審議会（IASB）及び企業会計

---

<sup>1</sup> 本資料の作成にあたっては、概要の説明において、本コメント募集に含まれない見出しの追加、論点の明示、及び順序の再構成等により、一部、表現を追加、変更している部分があるが、それらは、本コメント募集の内容を分かりやすく伝えるためのものであり、内容を変更する趣旨ではない。

<sup>2</sup> 本資料の Topic、Section、Subsection は、FASB による会計基準コード化体系によるものである。

基準委員会 (ASBJ))

③ 損金不算入ののれんに関する税効果会計の検討<sup>3</sup>

④ 次のステップ

なお、本コメント募集では(2)及び(3)の各項目で示される回答者への質問を付録で再掲している。

## 本コメント募集の概要及び各質問への回答案

### 目的及び背景

3. 本コメント募集は、企業結合で取得された一定の識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関する FASB のプロジェクトの一部として公表されている。本コメント募集は、公開企業 (Public business entities: PBEs) の財務報告を対象として、次の点を評価するために、これまで FASB が行ったアウトリーチで得られた見解に追加して行うものとされている。
  - (1) FASB が財務報告の変更を行うことの是非
  - (2) 本コメント募集で扱う項目に関して簡素化及び／又は改善を図ることの是非とその方法
  - (3) 無形資産及びのれんの会計処理のオプション性に対する見解
4. 本資料第 2 項(2)及び(3)の各節では、課題となり得る項目を要約し、その対応のために FASB が検討する可能性のあるアプローチを示したとされている。それらは関係者のフィードバックを得るために示したものであり、FASB 理事の見解を示したのではないとされている。
5. 本コメント募集の目的及び以下の各質問への回答案の内容も踏まえ、総論として次の点を回答することが考えられる。

#### 本コメント募集へのコメント総論

- 本コメント募集に対する意見発信の機会を歓迎する。
- 我々は、本コメント募集への意見発信を通じて、グローバルな会計基準の改善の取組みに貢献したいと考えている。

<sup>3</sup> 内容を踏まえて、本コメント募集の見出しを変更している。

- 我々は、のれんの残高に関する“Too little, too late”の課題の解消は喫緊のものとして受け止めており、開示の改善だけでは十分でなく、償却を再導入するなどの根本的な対応が必要と考えている。
- FASB 及び IASB の両者でグローバルに比較可能な会計基準の改善を望んでいる。

## 検討項目

### (第1節：のれんの事後の会計処理を変更すべきか)

#### のれんが表現するもの

6. FASB の用語集では、のれんは次のように定義されている。

企業結合又は非営利事業体による取得において取得した、個々には識別されず区分して認識されないその他の資産から生じた将来の経済的便益を表す資産
7. のれんが表現するものについて、関係者は異なる見解を示すことが多いとされる。FASB 基準書第 141 号（改訂後）「企業結合」の結論の根拠では、次のような構成要素が記述され、その一部が「コアのれん」とされた。
  - (1) 企業の純資産及び事業を結合させることで期待されるシナジー及び他の便益の公正価値
  - (2) 確立された事業が、純資産の集合体が別々に取得されたとした場合よりも高いリターン率を稼得する能力である「継続企業」の要素の公正価値
  - (3) 被取得企業が認識していなかったその他の純資産の公正価値
8. そうした見解の相違やのれんの要素を分割することの実務的な困難さから、最も適切な表現となるのれんの事後の会計処理について、長年、基準設定主体は関係者から決定を促されてきたとされている。これを踏まえて、次の質問が掲げられている。

#### 質問 1

のれんとは何か。あるいは、あなたの経験では、のれんは主に何を表すか。

9. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

#### 質問 1 回答案

本コメント募集で記載された（第7項の3点）はのれんに含まれ得ると考えられる

が、場合によっては事業の価値に関する広範な経営者の期待が含まれるため、定義づけをすることが難しい要素がのれんには含まれると考えられる。

### 現行ののれんの会計処理のコストと便益

10. 次に本コメント募集では、現行ののれんの事後の会計処理（現行の減損モデル）についての関係者の見解とそれに関連する FASB の活動が紹介されている。

すなわち、FASB は、一部の関係者から、現行の会計処理の便益がコストを正当化していないとのフィードバックを受け取っていること等を踏まえて、現在、コストと便益の釣り合いを理由として、のれんの事後の会計処理を変更すべきか否か、変更にあたり実行可能な解決策があるかを検討しているとしている。このコストと便益の課題に関して図表 1 のような関係者の見解が紹介されている。

**図表 1 現行ののれんの事後の会計処理のコストと便益に関する関係者の見解**

関係者の種別	聞かれている見解
利用者	<p>様々なフィードバックが得られているとしている。</p> <p>（現行モデルに肯定的）</p> <p>一部の利用者は、現行の減損モデルの維持を支持している。これらの利用者は、のれんの償却は情報価値がない又は限定的である（特に、既定の期間での償却とする場合）と考えている。また、現行モデルは、減損により業績の不振を確認することができ、資本配分が適切でないことについて経営者に責任を持たせるメカニズムであると主張している。</p> <p>（現行モデルに否定的）</p> <p>一部の利用者は、次の理由を掲げて、減損が意味のある情報を提供しないと、投資家が負担するコストを低減させるため、償却モデルへの移行を支持している。</p> <p>(1) のれんの減損は非反復的な費用であり、投資家の分析又は非 GAAP 指標から除かれることが多い。</p> <p>(2) のれんの減損は、利用者に予測価値を提供しない。せいぜい、確認的なものである。</p> <p>(3) のれん減損は、一般的に、のれんの減損を生じさせる外部及び内部の経済的要因の遅行指標である。</p> <p>(4) のれんの減損の存在に関する情報は有用であるが、その見積金額は有用ではない。</p>
作成者	次の見解が説明されている。

	<p>(現行モデルに肯定的)</p> <p>業績が良好である業界に属する企業については、のれんの減損テストは高コストではない可能性がある。</p> <p>また、一部の作成者は、財務諸表利用者にとっての便益がコストを上回ると述べており、報告単位を分析することは有益としている。</p> <p>(現行モデルに否定的)</p> <p>減損モデルが一部の利用者に便益を与えている可能性があるとしても、当該便益は限定的であり、のれんの減損テストの実施コストと複雑性を正当化するものではない。その源泉は次のようなものであるとしている。</p> <p>(1) 報告単位の公正価値の算定に主観性があり、監査リスクと監査コストを増大させる。</p> <p>(2) 減損テストを報告単位のレベルで行うため、報告単位の識別、のれんの報告単位への割当て、再編・買収・企業の一部の処分後ののれんの再配分のためのコストが発生する。複数の連続した取得を行う企業にとっては高コストとなる。</p> <p>(3) 多くの企業にとって、詳細な財務モデル化を行うための外部の評価専門家が必要となる。</p>
--	--

11. これを踏まえて質問2が掲げられている。

**質問2**

現在ののれんの減損モデルが提供する情報の便益は、情報を提供するコストを正当化するか。コストと便益の観点で理由を説明されたい。

12. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問2 回答案**

現行の減損のみモデルは、情報を提供する便益が情報を提供するコストを正当化しないと考える。

減損のみモデルは、報告単位の回収可能性の確保を意図している点で一定の便益はありと考えられる。その一方で、減損の評価を報告単位全体で行う結果、いわゆるシーリング効果（取得時に存在した取得者の含み益や取得後に生成されたのれんを含めて減損の評価を行うため、取得のれんの減損が不明瞭になること）により、構造上、取得のれんの減損を適時に識別することは困難であると考えられる。

この点で、減損のみモデルの便益は限定的であり、もともと見積りに多くを依拠し情報の不確実性と適用コストの課題を抱えていることも踏まえると、情報を提供する便益

が提供するコストを下回ると考えられる。

**現行ののれんの事後の会計処理のコスト及び便益の課題への対応の検討**

13. 現行ののれんの事後の会計処理のコストと便益の課題に対応するため、以下で次の2つのアプローチが検討されている。

- (1) のれんの償却
- (2) のれんの減損テストの修正

(アプローチ1：のれんの償却)

14. アプローチ1では、のれんの償却（償却を要求する又は許容する）を公開企業に再導入することを取り上げている。非公開会社に導入されたのれんの償却のオプションに関する関係者のフィードバックを踏まえると、このアプローチは公開企業及びその監査人にとって著しくコストを低減する可能性があるとされている。当該アプローチに関しては、図表2のような見解が紹介されている。

**図表2 のれんの償却に関する関係者の見解**

のれんの償却に肯定的	のれんの償却に否定的
<p>(1) 情報の有用性の低下が不明確</p> <p>一部の利用者は、のれん償却費を非資金費用として「足し戻す」としているが、のれんの減損損失も同様に、足し戻すとしている。</p> <p>また、一部の利用者は、減損を経営者に資本配分の意思決定について責任を負わせる仕組みであると考えているとしたが、償却も費用が生じるため、同様の機能を有している。</p> <p>(2) のれんの償却に概念的基礎がある</p> <p>事業を取得するために生じたコストは、取得の便益を認識する期間に配分すべきであり、のれんの償却は、企業結合後の企業の純損益をより適切に反映する。配分（例えば、</p>	<p>(1) 減損が生じにくくなる</p> <p>のれんを償却するとのれんの減損の可能性が低くなり、それは、のれんの減損損失に付随する利用者が有用だと主張する情報を受け取る可能性を低下させることになる。</p> <p>(2) 減損モデルに概念的基礎がある</p> <p>のれんは時の経過とともに規則的に価値が下落するわけではなく、取得したのれんの中には価値が全く下落しないものもある。</p>

のれんの償却に肯定的	のれんの償却に否定的
償却及び減価償却)は価値の下落を反映するものではなく、コストを便益の期間に規則的に配分することを意図したものである。	

15. これを踏まえて質問3が掲げられている。

**質問3**

コストと便益を基礎として、現行の減損のみモデルと比較して、のれんの償却及び減損テストを支持(又は反対)するか。回答にあたり理由を説明されたい。

16. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問3 回答案**

我々は、両モデルを比較衡量し、のれんの償却及び減損モデルを支持する。その理由は次のとおりである。

- (1) 償却及び減損モデルは、のれんの原価について、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、企業結合後の企業の業績に関して投資家に目的適合性のある情報を提供する。
- (2) 当該モデルは、現行の減損のみモデルで示唆されている”too little, too late”の問題に対処するための、実務的で効果的なアプローチである。

(アプローチ1(つづき): のれんの償却期間)

17. のれんの償却のアプローチを仮に導入する場合、償却期間をどのように決めるかが問題となる。その場合の決め方として、本コメント募集では次の1つ又は複数の特徴を組み込むことが一般的として、それらに対する見解を図表3のように紹介している。

- (1) 既定(デフォルト)の期間
- (2) 償却期間の上限(の設定)
- (3) 合理的な見積り: 取得の便益が実現されると見込まれる期間を経営者が合理的に見積るアプローチ
- (4) 償却期間の正当化: 既定の期間とは異なる償却期間(より短期の場合もより長期の場合もある)を用いる場合に、それを正当化するアプローチ

図表3 のれんの償却期間に関する関係者の見解

	償却期間の決め方	関係者の見解
(1)	既定の期間	<p>(賛成する見解)</p> <p>① 低コストで企業間の統一性が高くなる。</p> <p>(反対する見解)</p> <p>② 便益の期間に関する経営者の予想については潜在的に情報価値が低くなる。</p> <p>③ 便益をもたらす期間が既定の期間を超えると見込まれる事業を取得する場合、適切ではない。</p> <p>(この場合に検討すべき事項)</p> <p>④ 既定の期間の長さを検討することが必要となる。本コメント文書では、関係者の見解として、非公開企業のオプションに含まれる10年、それより短い期間、税務報告で規定される15年が示されている。</p>
(2)	償却期間の上限	特段の説明はない。
(3)	合理的な見積り	<p>(賛成する見解)</p> <p>① 取得の便益が実現されると見込まれる期間に関する有用な情報を伝える可能性がある。</p> <p>(反対する見解)</p> <p>② 主観性が高くコストが高い。</p> <p>(この場合の見積方法のバリエーション)</p> <p>③ 見積方法のバリエーションとして企業結合で取得したシナジーの予想される存続期間が示されており、経営者の判断に関する情報をより多く提供するとしている。これに関して、企業結合に由来する便益の時期をより適切に反映することになるとの長所が示されている一方で、アプローチの主観性や監査可能性の懸念が指摘されている。</p>
(4)	償却期間の正当化	<p>(賛成する見解)</p> <p>① 既定の期間に満足である企業には費用対効果の高い選択肢を提供しつつ、そうでない企業には目的適合性のある期間に関する予想を伝達するための柔軟性を提供する可能性がある。</p> <p>(反対する見解)</p> <p>② 既定の期間からの任意の逸脱を認めると、償却期間の著し</p>

	償却期間の決め方	関係者の見解
		い不統一が生じる可能性がある。
他	他の識別可能な資産の耐用年数	<p>(賛成する見解)</p> <p>① 取得した事業が将来キャッシュ・フローを生み出すと見込まれる期間の低コストの代替策となる可能性がある。</p> <p>② 検証可能性が高くなる可能性がある。</p> <p>(反対する見解)</p> <p>③ 企業結合の便益が実現されると見込まれる期間を示さない可能性があり、償却期間が限定的な情報しか提供しない可能性がある。</p>

18. 図表 3 の見解を踏まえて、質問 4 から質問 6 が掲げられている。

<p><b>質問 4</b></p> <p>FASB がのれんの償却を決定すると仮定した場合、どの償却期間の特徴を支持するか。回答にあたり、当てはまるものをすべて含め、一定の特徴を選択しなかった理由を説明されたい。</p> <p>a. 既定（デフォルト）の期間</p> <p>b. 償却期間の上限（の設定）</p> <p>c. 償却期間の下限（の設定）</p> <p>d. 既定の期間以外の代替的な償却期間の正当化</p> <p>e. 取得された識別可能資産のうち主要なものの耐用年数に基づく償却</p> <p>f. 取得された識別可能資産の加重平均耐用年数に基づく償却</p> <p>g. 経営者の合理的な見積り（企業結合の結果として見込まれるシナジー又はキャッシュ・フロー、取得したプロセスの耐用年数、又はその他の経営者の判断に基づく）</p> <p><b>質問 5</b></p> <p>のれんの償却とのれんの減損に関するあなたの見解は償却方法及び／又は償却期間に影響を受けるか。その是非を示して説明されたい。</p> <p><b>質問 6</b></p> <p>のれんの償却期間に関して、エクイティ投資家は、企業が既定の期間以外の償却期間を正当化する場合に、意思決定有用な情報を受け取るか。その場合、情報の便益はコスト（運用上又はその他の種類のコストに関わらず）を正当化するか。説明されたい。</p>
--

19. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問4 回答案**

- のれんの償却年数は見積りを伴うものであるため、その決定は、一義的には経営者に委ねるべきものと考えられる。ただし、経営者に委ねることについては、以下のとおり、投資家に対する目的適合性を損なう可能性が指摘されている。

(目的適合性を高めるもの)

経営者は、見積りの基礎となる様々な内部情報を有することから、企業結合の特性に応じたより適切な見積りを行うことが期待し得る。

償却を支持する財務諸表利用者の中には、経営者の合理的な見積りが、取得の便益を実現すると見込まれる期間に関する有用な情報を伝える可能性がある点で、経営者の見積りを評価する意見がある。

(目的適合性を損なう可能性)

経営者の見積りに依拠する場合、経営者の主張を否定する証拠を見出しにくく、経営者の楽観的な見込みに依拠することになる可能性がある。また、考慮する要素によって類似の企業結合の間でも見積りに大きな違いが生じる可能性があり、財務諸表の間の比較可能性を低下させる可能性がある。一部の関係者は、償却年数の決定にあたっての経営者の恣意性を懸念して、一律の償却年数を用いることを主張している。

- 償却年数の決定を経営者に委ねることの前項における分析を踏まえると、大別して、次の4つのアプローチがあると考えられる。

(a) 経営者が合理的に見積る

のれんの償却年数の見積りに困難性が認められても、それがもたらす便益と内部統制の存在や外部監査人の存在等の信頼性を確保する仕組みを重視して、経営者の合理的な見積りに依拠することが考えられる。当該アプローチは、取引ごとの実態を反映する償却年数を用いた償却費及びその結果としての純損益に関して目的適合性のある情報を提供することを重視するものである。

この場合の見積りを行う考え方には次のようにいくつかの考え方がある

る。

(i) 将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間

(ii) 取引の価格付けに用いた経済的仮定に基づく期間

(iii) 被取得企業の主要な資産の償却年数：主要な資産の使用により、のれんの効果が発現するとみるもの

(b) 一律の償却年数を用いる

のれんの償却年数の見積りに困難性が認められ、有形固定資産やのれん以外の無形資産よりもその困難性が著しく高いと考えて、有形固定資産やのれん以外の無形資産と異なる取扱いをするものである。この場合、償却年数の見積りにおける恣意性の排除と比較可能性の確保、見積りにより生じるコストの懸念への対応をより重視していると考えられる。適用する償却年数として次のような考え方が見られる。

(i) 短期（例えば、3年）：近年の事業のライフサイクルが短い状況を反映して、短期の期間を設定する。

(ii) 10年：中小企業向け IFRS や、米国会計基準における非公開企業向けの償却オプションで上限として10年が示されており、これを一律の償却年数として採用する。

(iii) 超過収益力が発現する平均的な期間：企業結合後、産業平均を上回る ROE を生み出す企業も5年から10年程度で産業平均程度に落ち着いてしまう結果を踏まえて、その平均的な期間を一律の償却年数として採用する。

(iv) 各法域の税制で用いられる期間：FASB コメント募集では、関係者の見解として15年が示されている。

また、適用方法として、すべての企業結合に一律の年数を適用する方法のほか、業界により事業のサイクルが異なる可能性があることを踏まえて、業種に応じて年数を異なるものとする方法が考えられる。

(c) 経営者の見積りを基礎としつつ、償却年数の上限を設ける

(a)の便益を重視しつつも、長期の見積りが困難であることを踏まえ

て、一定の信頼性を確保する観点で、償却年数に上限を設けるアプローチである。

この場合に設定される上限としては客観的に決定することは困難であるものの、(b)(ii)のように、会計基準において一定の年数を具体的に示されていることや、学術的なペーパーの研究結果を基礎とすると、関係者からは、10年が最も受け入れやすいものと考えられる。

(d) 一律の償却年数を用いつつ、異なる償却年数（より短期の場合もより長期の場合もある）が正当化される場合にはその償却年数を用いる

(c)のように、償却年数の見積りにおける恣意性の排除と比較可能性の確保、見積りにより生じるコストの懸念への対応を重視する一方、経営者の見積りが合理的であることが確保される場合には、例外的に当該見積りの便益を重視するアプローチである。

ASBJでは、過去に(a)(i)の「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間」を支持したが、のれんの事後の会計処理の問題の解決を図るためには、より広範な議論がなされる必要があるものと考えられる。

#### 質問 5 回答案

のれんの償却が望ましいという点に関しては、基本的に影響を受けない。

#### 質問 6 回答案

我々がアナリストに対して行った調査では、一部のアナリストは、償却に伴う経営者の見積りに関する情報が有用であるとしており、また、のれんの減価が償却により各期で認識され、純損益に反映されるため、意思決定有用な情報を提供すると考える。我々は償却を通じて、作成者の財務諸表作成コストは低減すると考えており、情報の便益はコストを正当化すると考えられる。

(アプローチ 2 : のれんの減損テストの修正)

20. アプローチ 2 ではのれんの減損テストの改善について検討している。その検討の前提として、米国会計基準では、これまでに次のような減損テストに関する見直しを行ってきており、質問 7 及び質問 8 でその見直しの効果について回答者に見解を求めている。

- (1) 会計基準更新書 No. 2011-08 「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : のれんの減損テスト」

報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が高いか否かを決定するために、定性的な要因の評価のステップ（いわゆるステップ0）のオプションを設けて、定量的な減損テストを実施する負担を軽減する。

- (2) 会計基準更新書 No. 2017-04 「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : のれんの減損テストの簡素化」

報告単位ののれんについて、帳簿価額と暗示的な公正価値（implied fair value）を比較するいわゆるステップ2を削除する。

**質問 7**

会計基準更新書 No. 2017-04 による修正（のれんの減損テストのステップ2の削除）はのれんの減損テストの実施コストを低減するか。会計基準更新書 No. 2017-04 による修正は利用者にとって財務報告情報の有用性を低下させるか。説明されたい。

**質問 8**

会計基準更新書 No. 2011-08 の修正（定性的なスクリーン）はのれんの減損テストの実施コストを低減するか。会計基準更新書 No. 2011-08 による修正は利用者にとって財務報告情報の有用性を低下させるか。説明するとともに、定性的なスクリーンに対する改善提案を記述されたい。

21. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問 7、8 回答案**

本質問は、米国会計基準の適用状況に関する質問であり、回答しないことが考えられる。

(アプローチ2 (つづき) : アプローチの検討)

22. 次に、本コメント募集は、次の2つのアプローチ（のれんの減損テストを追加的に修正するアプローチ）を提示して検討を行っている。

- (1) 少なくとも年次で減損の評価を行う要求事項を削除し、のれんの減損を示す事象又は状況の変化があるとき（すなわち、「トリガー事象」があるとき）に限り減損の評価を要求する。

- (2) 会計基準更新書 No. 2014-02 「無形資産—のれん及びその他 (Topic 350) : の

のれんの会計処理」では、非公開企業がのれんの償却を選択している場合に、報告単位レベルではなく企業レベルで減損テストを行うことを許容している。これを公開企業にも広げる。

これらのアプローチは利用者に対する有用性を著しく損なわずにのれんの事後の会計処理のコストを低減することを目的としているが、それぞれのアプローチに反対する関係者の見解が図表4のように紹介されている。

**図表4 のれんの減損テストを修正するアプローチに反対する関係者の見解**

アプローチ	アプローチに反対する関係者の見解
(1) トリガー事象がある場合に限り減損の評価を行う	<p>① トリガー事象を識別するための内部統制がまだ整備されていない場合には、企業がその内部統制を追加することが必要となる可能性がある。</p> <p>② のれんを少なくとも年1回評価するという要求と比較して、のれんの減損の認識が遅れる可能性がある。このアプローチが適切となるのは、のれんの償却と組み合わせた場合のみであろう。</p>
(2) 企業レベルで減損テストを行うことを許容する	<p>① 一部の報告単位ののれんの増大が他の報告単位におけるのれんの減損を隠してしまう可能性があり、のれんの減損の認識を遅らせることになる。</p>

23. 図表4の見解も踏まえて、次の質問9から質問11が示されている。

**質問9**

現行の減損モデルと比較して、少なくとも年次でのれんの減損の（定性的又は定量的な）評価を行うとの要求事項を削除することをどの程度支持するか（反対するか）。回答にあたってその理由を説明されたい。

**質問10**

現行の減損モデルと比較して、企業レベルで（又は、報告単位以外のレベルで）減損テストを行うオプションを提供することをどの程度支持するか（反対するか）。回答にあたってその理由を説明されたい。

**質問11**

減損テストに関するその他の変更でFASBが検討することができるものがあるか。可能な限り具体的に挙げられたい。

24. これらの質問に対して、次のように回答することが考えられる。

<p><b>質問 9 回答案</b></p> <p>年次の減損テストの評価は、償却を行わないことにより生じる可能性のある減損認識の遅れを懸念して設けたものであり、減損テストの削除は、償却の再導入と合わせて検討すべきものと考えられる。すなわち、償却を行わない場合は、年次の減損テストは必要と考えるが、償却する場合には、トリガーとなる事象が発生した場合のみに減損テストを行えばよいと考える。</p> <p><b>質問 10 回答案</b></p> <p>企業レベルで減損テストを実施するオプションは、本コメント募集で指摘されるように、一部の報告単位ののれんの増大が他の報告単位におけるのれんの減損を隠してしまう可能性がある点で適切ではないと考えられる。</p> <p><b>質問 11 回答案</b></p> <p>米国基準の減損テストに関するものであり、特段、回答しないことが考えられる</p>
--

(アプローチ 1 及び 2 のまとめ)

25. FASB が検討するにあたり、コスト便益の課題が認められるか否か等に応じて、対応に複数の代替的な方向性があるとされ、次の質問 12 が示されている。

<p><b>質問 12</b></p> <p>のれんの事後の会計処理として可能性があるアプローチには、(a)減損のみモデル、(b)償却モデルと減損テストの組合せ、(c)償却のみモデルが含まれる。加えて、(a)又は(b)の代替案を適用する減損モデルを簡素化するか、維持する可能性がある。下の表の質問に” yes” 又は” no” を回答することでそれぞれの代替案を支持するかを示されたい。</p>			
	示したモデルを賛成するか。 Yes/No	減損の評価をトリガー事象がある場合のみ要求することを支持するか。 Yes/No	企業レベル（又は報告単位以外のレベル）での減損テストを許容することを支持するか。 Yes/No
減損のみ			
償却+減損			
償却のみ		該当なし	該当なし

26. 本質問に対して、これまでの回答案を踏まえて、次のように回答することが考えられる。

質問 12 回答案			
次のとおり回答する。			
	示したモデルを賛成するか。 Yes/No	減損の評価をトリガー事象がある場合のみ要求することを支持するか。 Yes/No	企業レベル（又は報告単位以外のレベル）での減損テストを許容することを支持するか。 Yes/No
減損のみ	No	No	No
償却+減損	Yes	Yes	No
償却のみ	No	該当なし	該当なし

**(第 2 節：企業結合における無形資産の認識を修正すべきか)**

27. 現行では、契約の（法的）要件、又は、分離可能性要件のいずれかにあてはまる項目に関して、のれんと区分して無形資産を認識することが要求される<sup>4</sup>。この例には、競争禁止契約や一定の顧客関連の無形資産が含まれる。本コメント募集では、このような無形資産をのれんに含めることでコストと便益の課題に対応できるか否かを検討している。

<sup>4</sup> 現行では、「識別可能な」無形資産をのれんと区分して認識するとしており、資産が識別可能とされるのは、次のいずれかの要件を満たす場合とされている（Subsection 805-20-20「用語集」）。

- a. その資産が分離可能である場合、即ち、企業が意図するか否かに関わらず、個別に又は関連する契約、識別可能な資産又は負債と一緒に、企業から分離又は分割され、売却、移転、ライセンス付与、貸与、又は交換ができること
- b. その資産が契約又はその他の法律上の権利が生じていること。ただし、それらの権利が移転可能か否か、企業又はその他の権利及び義務から分離可能か否かは関係ない。

なお、本コメント募集では、次のように、この要求事項は、FASB 基準書第 141 号により、それまでのパーチェス法におけるのれんの償却の会計処理をなくすことと合わせて導入されたことが説明されている。

「特定の無形項目をのれんと分離して認識するという当審議会の決定は、部分的には、のれんの償却をなくすという決定に関連したものであった。基準書第 141 号の結論の根拠の B150 項は、次のように述べている。「第 2 に、数名の審議会メンバーにとっては、取得した無形資産をのれんと区別して認識すべきかどうかを決定する明示的な規準を設けることは、のれんはもはや償却すべきでない耐用年数を確定できない資産であるという決定にとって重要であった。」

28. FASB は、非公開企業の関係者から、一定の無形資産を区分して識別することの便益はそのコストを正当化しないとのフィードバックを受け取っており、追加的なリサーチも踏まえて、会計基準更新書 No. 2014-18「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能な無形資産の会計処理」を公表した。当該会計基準更新書では、非公開企業がのれんの償却を選択する場合に、次の無形資産をのれんに含めることを許容している。

(1) 顧客関連の無形資産で、事業の他の資産と独立に売却又はライセンス付与が可能でないもの (以下「CRIs」という。)

(2) すべての競業避止契約 (以下「NCAs」という。)

29. 本コメント募集は、一定の無形資産をのれんに含めることを支持する見解と反対する見解を次の図表 5 のように紹介している。

**図表 5 一定の無形資産をのれんに含めることに関する見解**

賛成する見解	反対する見解
<p>① 一部の融資者は、多くの認識済みの無形資産及びのれんを融資の決定にあたって無視していた。</p> <p>② 一部のエクイティ投資家は、資産の測定が主観的過ぎると受けとめており、その実現は企業と経済的に分離できず、のれんと変わらない場合には、認識済みの無形資産を無視するとした。</p> <p>③ 一部のエクイティ投資家及び多くの融資者は事業と独立なキャッシュ・フローを生み出せない CRIs と NCAs を区別して認識することは意思決定に有用でないとした。むしろ法的に保護され、事業と独立のキャッシュ・フローを生み出す能力のある無形資産の方が彼らの分析に意義があるとされた。</p>	<p>① 公開企業の作成者は、CRIs は、特に一定の業界について、のれんと区別して認識すべきとされた。また、一部のエクイティ投資家は、一定の無形資産をのれんと区別して分析することを選好していた。</p>

30. 図表 5 の相反する見解を踏まえて、無形資産をのれんに含めることに関して次の質問 13 から質問 16 が掲げられている。

**質問 13**

一定の認識された無形資産（例えば、競業避止契約又は一定の顧客関連の無形資産）をのれんに含めて償却する場合に、コストの節約があるとして、どのような節約が達成されるか記述されたい。可能な限り具体的に記述して欲しい。例えば、PPA 又は事後の会計処理について、具体的なコスト節約を含められたい。のれんに含めることを FASB が検討すべき追加の無形資産の項目を挙げられたい。

**質問 14**

一定の認識された無形資産（例えば、競業避止契約又は一定の顧客関連の無形資産、又はその他の項目）をのれんに含めて償却する場合に、意思決定有用な情報の喪失があるとして、どのような喪失があるか記述されたい。可能な限り具体的に記述されたい。例えば、行っている分析の中でもはや可能ではなくなるようなものを具体的に含められたい。

**質問 15**

一定の認識された無形資産（例えば、競業避止契約又は一定の顧客関連の無形資産、又はその他の項目）の測定はどの程度信頼性があるか。

**質問 16**

市場活動を評価するため、認識された無形資産が企業結合以外で売却される事例を知っているか。その場合、どのような頻度で行われるか。説明されたい。

31. これらの質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問 13、14、15 回答案**

わが国の議論の状況は本資料第 34 項及び第 35 項に記載したとおりであり、特段、回答しないことが考えられるがどうか。

**質問 16 回答案**

特許権、商圏、医薬業界における仕掛研究等の例があると考えられる。

**代替的なアプローチの検討**

32. 無形資産をのれんに含めるか否かに関して、本コメント募集では、次の 4 つのアプローチが検討されている。

(1) 一定の CRIs とすべての NCAs をのれんに含める非公開企業のオプションを公

開企業に拡張する。

会計基準更新書 No. 2014-18 の非公開企業に対するオプションを公開企業に拡張することが考えられるとしている。

(2) 無形資産に原則主義の要件を適用する。

このアプローチでは、のれんに含める無形資産を決定するための原則主義の要件を設けるとしている。検討されている案としては、例えば、以下がある。

- ① 原則としてすべての無形資産をのれんに含めるが、事業と独立のキャッシュ・フローを生み出す能力のあるもの（例えば、売却又はライセンス付与ができるもの）は除く。
- ② FASB 概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」の現行の資産の定義（又は、概念フレームワークプロジェクトで現在、検討している定義）を用いて、無形の項目が資産の定義を満たすか否かを決定する。この要件を用いる場合、資産の定義を満たさない無形項目を資産として認識する状況が減ることになる。

(3) すべての無形資産をのれんに含める。

本アプローチでは、取得するすべての無形資産をのれんに含め、のれんを償却することとなるとしている。これに関して、一部の利用者は、企業結合で取得され、認識された無形資産の測定は、もともと主観的な性質があるため、目的適合性が低いとコメントしていた。また、このアプローチは実務上の課題が生じる可能性も指摘されている。

(4) 現行のガイダンスを修正しない。

一部の関係者は、現行の取扱いを維持することを支持しているとしている。その理由として、企業及び経済にとって、無形資産は価値の源泉で将来の業績の重要な指標であり、区分して認識することにより意思決定有用な情報を保持することになるとしている。

33. これを踏まえて、質問 17 から質問 19 が掲げられている。

**質問 17**

示したアプローチの可能性のうちで、コストと便益を基礎として、どのアプローチを支持するか。それらのアプローチのランク付けを行い（1 が最も選好するアプローチを示

すものとして)、一定のアプローチを選択しない可能性がある理由を説明されたい。

- a. アプローチ 1 : 一定の CRIs 及びすべての NCAs をのれんを含める非公開企業の選択肢を拡張する。
- b. アプローチ 2 : 無形資産についての原則主義の要件を適用する。
- c. アプローチ 3 : すべての無形資産をのれんを含める。
- d. アプローチ 4 : 現行のガイダンスを修正しない。

**質問 18**

アプローチ 2 (原則主義の要件) に関連して、一部、資産の定義を満たすか否かを評価することに基づいて、無形資産を認識することの運用可能性についてコメントされたい。

**質問 19**

アプローチ 1~3 は、のれんに追加項目を含めることがのれんの償却を必要とすることを仮定している。賛成か反対か。理由を説明されたい。

**(事務局の分析)**

34. これらの質問に対して、日本基準及び修正国際基準は次のように扱っている。

(日本基準)

のれんを償却する日本基準では、法律上の権利、分離して譲渡可能な無形資産を識別可能としつつ (企業結合会計基準第 29 項)、企業結合の目的の 1 つが特定の無形資産の受入れであり、その無形資産の金額が重要になると見込まれる場合に、分離して譲渡可能なものとして扱う (即ち、識別可能なものとして扱う) としている (企業結合適用指針第 59-2 項)。

(修正国際基準)

修正国際基準でも、日本基準と同様にのれんを償却することとして IFRS の要求事項を「削除又は修正」を行っているが、これに関連する論点として企業結合で取得した無形資産の識別について検討を行っている。その際、主に次の理由から、企業結合で取得した無形資産に識別についても「削除又は修正」すべきという意見が聞かれた。

(1) 例えば、無形資産を受け入れることが企業結合の目的の 1 つとされていた場

合など、無形資産が企業結合の対価計算の基礎に含められていたような場合にのみ、当該無形資産をのれんから区別して識別することが目的適合的である。

- (2) のれんを償却する場合には、のれんの耐用年数と無形資産の耐用年数の差による償却費の差額のみが損益に影響を与えるため、のれんを非償却とする場合と比べ、無形資産を識別する必要性が低いと考えられる。

しかしながら、重要性に鑑み、本項目については「削除又は修正」しないこととした。

35. 上記の状況を踏まえると、のれんを償却する場合には、コスト便益の観点では、現行の要件に該当する無形資産を網羅的に識別する必要性は低いと考えられるものの、のれんに含める無形資産を特定する方法についてこれまで国際的に意見発信は行っておらず、積極的に主張していくまでの状況にないと考えられることから、示された質問に次のとおり回答していくことが考えられる。

### 質問 17 回答案

非償却の無形資産の取扱いとの整合性もあるため、現時点で検討未了。

### 質問 18 回答案

検討未了。

### 質問 19 回答案

アプローチ 1 からアプローチ 3 について、のれんの償却を前提とすることに賛成する。企業結合における無形資産の認識とのれんの償却は、本質的には異なるテーマであるものの、一定の無形資産が一定の耐用年数で償却される場合には、償却期間に多少の違いはあるとしても、純損益への影響に著しいずれは生じないため、コスト便益の観点でのれんに含めることが正当化されると考える。

## (第 3 節： のれん及び無形資産に関する開示を追加又は変更すべきか)

36. 本コメント募集では、現行の開示<sup>5</sup>を基礎に、のれん及び認識された無形資産に関

<sup>5</sup> 現行では、Topic 805 で次の開示が要求されているとしている。

- (1) 認識されたのれんを構成する諸要因の定性的な記述（取得企業と被取得企業の事業の結合により予想されるシナジー、区分認識の要件を満たさない無形資産、その他の要因など）
- (2) 税務上損金算入可能と見込まれるのれんの合計額

する開示を改善することの是非とその方法についてフィードバックを求めており、利用者は、のれんに関する追加の開示（アプローチ1）と認識された無形資産の追加の開示（アプローチ2）の2つのアプローチに関心があるとしている。

### アプローチ1：のれんに関する追加の開示

37. のれんに関する追加の開示としては、2つの案が提示されている。
- (1) 現在、認識されたのれんを構成する諸要因の定性的な説明が要求されていることを踏まえ、主要な業績の仮定、取得を裏付ける主要な業績目標、取得後の数年の目標に対する業績といった、より定量的な情報を提供すること。
  - (2) 現在、のれんの減損損失を生じさせた事実及び状況を記述することを要求されていることを踏まえ、将来ののれん減損損失を生じさせる可能性のある事実及び状況の変化を早期に知らせること。例えば、のれんの減損テストに至ったがのれんの減損損失とはならなかった事実及び状況を開示すること。
38. これらの追加開示の案に関して、本コメント募集では図表6の分析が示されている。

図表6 のれんに関する追加的な開示の分析

検討された追加開示	本コメント募集での分析
(1) のれんを構成する諸要因について、より定量的な情報を提供すること	<p>(便益)</p> <p>① 支払った対価をより明示的に正当化する説明をすることとなり、利用者が取得の理由をより適切に理解することを可能にする。さらに、将来の業績の予測と評価に有用であろう。</p> <p>(コスト、障害等)</p> <p>① 企業が取得の業績を数年にわたり経営者の指定した目標との比較で追跡することが必要となる。例えば、取得された事業が既存の事業に統合される場合に追跡が困難となる可</p>

- (3) 取得者が Subtopic 280-10「セグメント報告—全般」に従ってセグメント情報の開示が要求される場合、報告単位ののれんの金額又は、報告単位ののれんの割当てが完全でない旨の記載。Subtopic 350-20「無形資産—のれん及びその他—のれん」は、企業結合後の期間についての開示要求を定めている。財政状態計算書が表示される各報告期間について、企業はのれんの帳簿価額の変動及び変動の特定の理由（例えば、新規に取得したのれん、減損損失、繰延税金資産のその後の認識に関連した修正）の開示を要求されている。さらに、認識されたのれん減損損失のそれぞれについて、企業は減損に至った事実及び状況、損失の金額、報告単位の公正価値の算定方法を記述しなければならない。

検討された追加開示	本コメント募集での分析
	<p>能性がある。また、開示が要求される定量的指標と取得価格との間の結び付きが間接的で、情報の有用性が限定的でしかない場合がある。</p> <p>② 投資家が会社を経営者の目を通して見ることを可能にするようなこの種の将来予測的情報を開示することは、経営者の検討及び分析 (MD&amp;A) についての米国証券取引委員会の現在の要求事項と重複する可能性がある。</p>
(2) 将来ののれん減損損失を生じさせる可能性のある事実及び状況の変化を早期に知らせること	<p>(便益)</p> <p>① より適時な情報提供となる。 (コスト、障害等)</p> <p>① 生じるか否か不明な将来の減損に関する情報開示を要求することになる。</p> <p>② 財務諸表外で利用可能な情報に対して付加的なものとなる場合とそうでない場合がある。</p> <p>③ 将来の情報を織り込む点で、FASB の開示フレームワークで提案している開示の範囲外となる可能性がある。</p>

39. これを踏まえて次の質問 20 及び質問 21 が掲げられている。

<p><b>質問 20</b></p> <p>減損テストの実施に至ったものの、減損に至らなかった事実及び状況を開示することの増分コストと便益についてどのように評価するか。</p> <p><b>質問 21</b></p> <p>新たな開示又は開示の強化として、FASB がのれんに関連して検討することを提案する運用可能な他のアイデアは何か。</p>
---

**(事務局の分析)**

40. これらの質問のうち、質問 20 の図表 6(2) の追加開示に関しては、Topic 275 *Risks and Uncertainties* で重要な見積りに関する次の開示が要求されており、それらと重複しないか検討が必要と考えられる点を回答することが考えられるが、他に考慮事項がないかさらに検討する。

Paragraph 275-10-50-6

This Subtopic requires discussion of estimates when, based on known information available before the financial statements are issued or are available to be issued (as discussed in Section 855-10-25), it is reasonably possible that the estimate will change in the near term and the effect of the change will be material. The estimate of the effect of a change in a condition, situation, or set of circumstances that existed at the date of the financial statements shall be disclosed and the evaluation shall be based on known information available before the financial statements are issued or are available to be issued (as discussed in Section 855-10-25). 財務諸表発行前又は発行が可能となる前に利用可能な既知の情報に基づいて、見積りの変更が、早期に起こり、その影響が重要であることが合理的にあり得る場合に、財務諸表発行前又は発行が可能となる前に存在した条件、状況、一連の状況の変化の影響を開示することとされている。

### 質問 20 回答案

検討未了。

### 質問 21 回答案

米国基準における開示の議論であり、特段回答しないことが考えられる。

## アプローチ 2：無形資産に関する追加の開示

41. アプローチ 2 では、現行の開示<sup>6</sup>を踏まえて、次のフィードバック及び周辺状況が紹介されている。

- (1) 一部の利用者は、特に、その測定値が主観的過ぎると認める場合、認識した無形資産の測定値を無視しているとしている。その代わりに、基礎となる契約に関する定量的情報及び定性的情報の拡大に関心を示している。

---

<sup>6</sup> 現行で次の開示が要求されていることが紹介されている。

- (1) Topic 805：企業が無形資産として区別して認識する要件を満たさない無形項目の定性的な説明を、取得の生じた期間に開示することを要求している。
- (2) Topic 350：企業が認識された無形資産の金額と加重平均償却期間を認識された無形資産全体及び主要な資産クラスに分けて開示することを要求している。その後の期間では、企業は認識された無形資産のグロスの帳簿価額、償却累計額、及びその期の償却費用合計を開示しなければならない。また、企業は、認識された無形資産の減損に至った事実及び状況、損失金額、公正価値を決定する方法を開示することを求められる。

(2) 2001年に米国証券取引委員会は特別報告書「金融市場の強化：投資者は必要としている情報を得ているか」を公表した。この報告書は、無形資産及び営業業績に関する自発的な補足的開示に関するフレームワークの作成を通じて、投資者が将来の業績をより適切に評価することを可能にすることを提言していた。また、この報告書は、連邦政府が「企業による革新的な開示に関するリスクを低減させることによって、そのような開示を促進する環境を作り出す」ことを提言していた。

42. アプローチ2に関して、次の質問22及び質問23が掲げられている。

**質問 22**

重要な無形項目の基礎となる契約に関する定量的かつ定性的な情報を(a)取得の期間、及び(b)取得後数年間の合意の変更時に、開示することの増分コストと便益をどのように評価するか。

**質問 23**

FASBが検討すべきのれん又は無形項目に関する現在の開示要求事項へのその他の変更(削除、及び/又は、追加)はあるか。可能な限り具体的とし、理由を説明されたい。

**質問 22 回答案**

検討未了。

**質問 23 回答案**

米国基準における開示の議論であり、特段回答しないことが考えられる。

**(第4節：比較可能性及び範囲)**

43. 本節では、識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理に関して、現行の取扱いが維持された場合並びに第2節及び第3節の提案が採用された場合に生じる可能性のある比較可能性の課題を検討している。具体的には、図表7のとおり、各々のケースについて比較可能性の課題の内容や性質の分析を行っている。

**図表 7 比較可能性の課題に関する分析**

比較可能性の課題が生じる可能性のあるケース	本コメント募集での分析
(1) 米国会計基準の修正が公開企業について最終的に提案されない場合	<p>公開企業による財務報告と、特定の認識した無形資産をのれんに含める、又は、のれんの償却を選択する非公開企業及び非営利事業体の財務報告は、引き続き比較可能でないものとなる。</p> <p>これは、公開企業となる計画のある非公開企業や公開企業に買収される非公開企業にとって、問題となる可能性がある。また、例えば、ヘルスケア業界のように、同じ業界に公開企業、非公開企業及び非営利事業体が含まれる場合でも問題となる可能性がある。</p>
(2) 公開企業に対して、特定の認識した無形資産をのれんに含めること、あるいは、のれんの償却を要求するように米国会計基準の修正が提案される場合	<p>公開企業による財務報告と、特定の認識した無形資産をのれんに含めるオプション、又は、のれんの償却のオプションを選択しない非公開企業の財務報告は、比較可能でないものとなる。</p> <p>この比較可能性の欠如は、同じ要求を非公開企業及び非営利事業体に拡張することによって解決可能である。</p>
(3) 公開企業に対して、特定の認識した無形資産をのれんに含めるオプション、あるいは、のれんの償却のオプションを設けるように米国会計基準の修正が提案される場合	<p>このオプションを選択しない公開企業による財務報告と、このオプションを選択する公開企業、非公開企業及び非営利事業体の財務報告は、比較可能でないものとなる。</p>
(4) 公開企業の一部又は全部が特定の認識した無形資産をのれんに含める、又は、のれんを償却する結果となる米国会計基準の修正が提案される場合	<p>米国会計基準に従う公開企業による財務報告と IFRS 基準に基づいて報告する公開企業との比較可能性がさらに低下する。</p>

44. 図表 7 を踏まえて、比較可能性に関して次の質問が掲げられている。

**質問 24**

現行の GAAP（米国会計基準）の下で、公開企業、非公開企業、非営利事業体ののれん及び一定の認識された無形資産の会計処理の比較可能性の欠如は財務報告情報の有用性

をどの程度、低減するか。回答を説明されたい。

**質問 25**

公開企業にのれん及び無形資産の会計処理に関するオプション及び減損テストの実施の手法及び頻度に関するオプション（第1節及び第2節で記述）を提供することのコスト及び便益に関する影響を記述されたい。

**質問 26**

GAAP（米国会計基準）の下での公開企業の報告とIFRSの下での公開企業の報告の間での、のれん及び一定の認識された無形資産の比較可能性の欠如は、財務報告情報の有用性をどの程度低減するか。回答を説明されたい。

**質問 27**

のれん及び無形資産に関して、あなたにとって最も重要な比較可能性の源泉を示して欲しい。あてはまるものをすべて選択し、一定のケースについて、比較可能性があなたにとって重要でない理由を説明されたい。

- a. GAAP（米国会計基準）の下でのすべての事業体の報告における比較可能性（公開企業、非公開企業、及び非営利事業体に対して1つの要求事項）
- b. GAAP（米国会計基準）の下でのすべての公開企業の報告の間での比較可能性
- c. GAAP（米国会計基準）の下でのすべての非公開企業とすべての非営利事業体の報告の間の比較可能性
- d. GAAP（米国会計基準）の下でのすべての公開企業の報告とIFRSの下での公開企業の報告の間の比較可能性

**（事務局の分析）**

- 45. これらの質問のうち、質問24及び質問27については、米国会計基準の下での比較可能性に係る質問のため回答しないことが考えられる。質問25及び質問26について、特に、のれんの償却を導入にすることに関して、次のように分析される。
- 46. 2017年6月にASBJがASAF会議で報告した資料では、のれんの会計処理に関して償却のオプションを設けることについてメリット、デメリットを以下のとおり分析している。

（メリット）

- 経営者は、会計責任の履行のために有用と考える会計モデルを選択できる。
- 作成者と投資家のコミュニケーションをさらに有効なものとする。

(デメリット)

- 一般に、会計処理の選択肢を設けることは望ましくない。
- 比較可能性の低下により、利用者の負荷が増加する可能性がある。

2017年6月のASAF会議では、一般的に、比較可能性の低下や、原則主義の要求事項と言えないとの観点から見解が述べられた。その一方で、引き続き、償却+減損アプローチに関して、償却年数の合理的な見積りが可能であれば、有用な情報となる肯定的な見解や、現行の減損のみアプローチと償却+減損アプローチのいずれがよいかの対立を改めて確認する中で、こうした対立は、のれんの性質が明らかでないことから生じているとして、のれんの性質を先に分析すべきとの見解も聞かれた。

このような状況ではあるものの、関係者の間で対立する見解があることを踏まえると、のれんの事後の会計処理等にオプションを提供することは、それらの対立に対応する1つの有力なアプローチであると考えられる。このため、オプションを設けることを支持する見解をコメントしてはどうかと考える。

### 質問 24 回答案

米国基準における議論であり、回答しない。

### 質問 25 回答案

公開企業に対して、のれんの事後の会計処理等にオプションを提供することに関して、我々は、企業間の比較可能性が低下することによる財務諸表利用者の追加の負担の懸念を承知しているが、我々は、選択適用アプローチの優位点が追加の負担を上回ると考えている。また、企業間の比較を行うために必要となる情報を補うための追加的な開示要求を設けることにより、懸念を一定程度緩和することも可能であると考えられる。

### 質問 26 回答案

現状では、米国会計基準の下での公開企業の報告とIFRSの下での公開企業の報告の間で、一定の比較可能性が確保されている。資本市場における米国会計基準とIFRSの影響を鑑みると、各々の会計基準の改善の努力は両方で比較可能な状態を達成するように進めることが重要であると考えられる。

**質問 27 回答案**

米国基準における議論であり、回答しない。

**その他の検討項目**

**(本コメント募集で検討していない項目及びその理由)**

47. 本コメント募集では次の項目を検討していないとしている。

(1) のれん及び一定の認識された無形資産の認識及び測定の概念的な基礎

本コメント募集は、のれん及び一定の認識された無形資産の会計処理のコスト及び便益に関する追加的な情報収集を目的とし、それらの項目の認識及び測定の概念的な基礎を検討することを目的としていないとしている。

(2) のれんの即時償却

過去のフィードバックは否定的なものが肯定的なものを著しく上回っていたことから、本コメント募集では、当該アプローチを検討していないとしている。

(3) 他の領域及び項目との相互の影響

相互の影響の可能性のある領域及び項目として次を示しているのみである。

- ① Section 360-10-15「有形固定資産－全般－範囲及び範囲除外（長期資産の減損又は処分）」
- ② Topic 740「法人所得税」
- ③ Topic 830「外貨に関する事項」
- ④ 持分法のれん
- ⑤ 企業結合と資産の取得の会計の差異

**(その他の会計基準設定主体（IASB 及び ASBJ）)**

48. 説明を省略する。

**(損金不算入ののれんに関する税効果会計の検討)**

49. Topic 805 は、会計上ののれんが税務上損金算入可能なのれんを上回る部分について、繰延税金負債の認識を禁止している。
50. のれんの一部が税務上、損金算入が不可能な場合には、のれんのその部分に関連する償却又は減損は永久差異になり、企業の実効税率に影響を与える。実効税率への影響は、損金算入不能なのれんに関連する減損からも生じるが、のれんの償却を行う場合にはより頻繁に生じることとなるとし、非公開企業でのれんの償却の選択をしている企業ではすでに生じているとしている。
51. これに関して、会計上ののれんが税務上ののれんを上回る場合に、繰延税金負債の認識を禁止するガイダンスを修正することを FASB が検討すべきか否かについてフィードバックを得たいと考えているとしている。
52. 以上を踏まえて、その他の検討項目全般について質問 28 が掲げられている。

**質問 28**

その他の検討項目セクションに関連するコメント又は他の全般的なコメントはあるか。

53. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問 28 回答案**

ASBJ に関する記述を設けていることに感謝する。

**(次のステップ)**

54. コメント受領後、FASB は公式の円卓会議を主催する予定としており、円卓会議への参加を希望する場合、コメントレターを提出し、参加の意向を示す必要があるとして次の質問を掲げている。

**質問 29**

円卓会議への参加に関心があるか、参加は可能か。

55. 本質問に対して、次のように回答することが考えられる。

**質問 29 回答案**

グローバルな会計基準の動向に影響を与えるトピックであり、円卓会議への参加に関心を持っている。

ディスカッション・ポイント

本コメント募集のコメント案に関してご意見及びご質問があればお伺いしたい。

以 上